今月の湿点

遠隔診療

常仟理事 萬 忠雄

安倍晋三 首相が本年 4 月 14 日の第 7 回未来 投資会議において、「対面診療とオンラインでの 遠隔診療を組み合わせた新しい医療を次の診療報 酬でしっかり評価する」と明言し、6 月 9 日に閣 議決定された「未来投資戦略 2017」で「オンライン診察を組み合わせた糖尿病などの生活習慣病 患者への効果的な指導・管理など、対面診療と遠 隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・ 効率的な医療の提供に資するものについては、次 期診療報酬改定で評価を行う」と明記されたこと を受け、平成 30 年の診療報酬改定において遠隔 診療をどのように位置づけるか、中医協の場において議論されている。

本稿では、遠隔診療について平成9年12月24日付健政発第1075号「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」をもとに整理してみたい。

これまでも遠隔診療は、医師又は歯科医師が患者の病理画像等を専門医のもとに伝送し、診療上の支援を受けるといった、医療機関と医師又は歯科医師相互間のものを中心に、既に一部で実用化されている。今後は、主治の医師又は歯科医師による直接の対面診療を受けることが困難な状況にある離島、へき地等における患者の居住等との間で、テレビ画面等を通して診療を行う形態での遠隔診療が実用化されることが予測されるなど、遠隔診療の形態はますます多岐にわたるものと考えられる。

遠隔診療のうち、医療機関と患者の居宅等との

間で行われる遠隔診療については、医師法第20 条との関係が問題となるが留意すべき事項につい て前記通知の一部を引用して下記の通り示す。

記

1 基本的考え方

診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われるのが基本であり、遠隔診療は、あくまでも直接対面診療を補完するものとして行うべきものである。

医師法第 20 条等における「診察」とは、問診、 視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、 現代医学からみて、疾病に対して一応の診断を下 し得る程度のものをいう。したがって、直接の対 面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関 する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師 法第 20 条等に抵触するものではない。

なお、遠隔診療の適正な実施を期するためには、 当面、下記「2」に掲げる事項に留意する必要が ある。

2 留意事項

- (1) 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。
- (2) 直接の対面診療を行うことができる場合や 他の医療機関と連携することにより直接の対面 診療が行うことができる場合には、これによる こと。
- (3)(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適

切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療に よっても差し支えない。

- ア 直接の対面診療を行うことが困難である場合 (例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)
- イ 直近まで相当期間にわたって診療を継続 してきた慢性疾患の患者など病状が安定し ている患者に対し、患者の病状急変時等の 連絡・対応体制を確保した上で実施するこ とによって患者の療養環境の向上が認めら れる遠隔診療(例えば**別表**に掲げるもの)

を実施する場合

平成27年6月、規制改革会議の第三次答申で遠隔診療推進のために遠隔診療通知の内容の明確化や推進するための仕組みづくりが厚労省に求められ、結果、厚生労働省医政局長は平成27年8月10日に通知を出し、「離島、へき地の患者」は例示であり、対象は離島、へき地に限る必要がないこと、また、別表の9疾患はあくまでも例示であり、これ以外の疾患も対象であるとした。さらに、直接の対面診療を事前に行うことが必ずしも遠隔診療の前提条件ではないことを明確にした。これにより、遠隔診療の可能性が大きく開け、さまざまな事業所が遠隔診療サービスビジネスに興味を持ち、かつ都市部において業務が多忙なた

別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ 電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈 拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関す る継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電記等情報通信機器を通して、アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な総続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、 がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

め継続受診できない患者に対し、オンラインでの 診療を行う医療機関が現れてきた。しかし、中に は電子メール、SNS等の文字及び写真のみによっ て得られる情報により診察を行い、対面診療を 行わず遠隔診療だけで診療を簡潔させることを想 定した事業を提供する事業所も現れる事態となっ た。これに対し、厚労省医政局は医政医発 0318 第6号(平成 28年3月18日付)において、電 子メール、SNS等の文字及び写真のみによって得 られる情報による診療では、直接の対面診療に代 替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な 情報が得られないとし、また、遠隔診療だけで完 結させる診療は医師法第20条に違反する、と東 京都福祉保健局医療政策部医療人材課長からの照 会に対して回答した。

一方、平成29年7月14日の厚生労働省医政局長通知では、保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康調査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、医師の判断により、直接の対面診療はしなくても直ちに医師法第20条等に抵触するものではない、と通知し禁煙外来に対しては完全遠隔診療を解禁し

た。なお、混乱してくるが、これらの通知はすべて厚労省医政局からであるが、保険診療についての取扱いは、厚労省保険局が行っている。保険診療では、初診は直接の対面診療が原則であり、直接の対面診療のない遠隔診療では初診料の算定はできない。現時点では遠隔診療で算定できるのは、電話等再診のみであり、管理料の算定も認められない。

本会は、平成 29 年度第 2 回都道府県医師会長協議会において「次期診療報酬改定での遠隔診療に対する拙速な評価の導入は阻止すべき」との議題提出を行った。これに対し日医は、「遠隔診療はあくまでも直接の対面診療の補完である。離島における遠隔診療と ICT 活用とは別物である。」との回答であった。

次期診療報酬改定では、遠隔診療に対し何らかの評価がなされる可能性があるが、平成23年3月31日健政発第1075号から大きくはみ出すような解釈をしてはならない。

表紙写真の募集

山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。 アナログ写真、デジタル写真を問いません。 ぜひ下記までご連絡ください。 ただし、山口県医師会員撮影のものに限ります。

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会広報・情報課 E-mail: kaihou@yamaguchi.med.or.jp